

# 脱炭素社会実現に向けた連絡会議設置運営要綱

## (設置)

第1条 千葉市地球温暖化対策実行計画（以下「計画」という。）の趣旨に基づき、脱炭素社会の実現に資する全庁的・実効的な施策の検討及び推進を図るため、庁内に脱炭素社会実現に向けた連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

## (構成)

第2条 連絡会議は、別表1（緩和策関係所管）、及び別表2（適応策関係所管）に掲げる職にある者をもって構成する。

## (協議事項等)

第3条 連絡会議は、次に掲げる事項について協議し、検討する。

- (1) 温室効果ガス排出削減に向けた緩和策、及び気候変動への適応策に係る情報の提供に関すること。
- (2) 温室効果ガス排出削減に向けた緩和策、及び気候変動への適応策に関すること。
- (3) その他温室効果ガス排出削減、及び気候変動への適応策に関すること。

## (座長及び副座長)

第4条 連絡会議に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、環境局環境保全部長をもって充てる。
- 3 座長は、連絡会議を主宰し、会務を総理する。
- 4 副座長は、環境局環境保全部脱炭素推進課長をもって充てる。
- 5 副座長は、座長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 連絡会議は、次により開催する。

- (1) 連絡会議は、必要に応じて座長が招集し、その議長となる。
- (2) 別表に掲げる職にある者が会議に出席できないときは、その指名する者を代理として会議に出席させることができる。
- (3) 座長が必要と認めたときは、別表に掲げる職にある者以外の者に出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

## (事務局)

第6条 連絡会議に、その事務を処理させるため、事務局を設置する。

- 2 事務局の事務は、環境局環境保全部脱炭素推進課において処理する。

## (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に必要な事項は、当該連絡会議に諮り決定するものとする。

附 則

この要綱は、令和4年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

局 名	職 名		備 考
環境局	環境保全部長		座長
総合政策局	危機管理部	防災対策課長	
	総合政策部	政策企画課長	
	未来都市戦略部	スマートシティ推進課長	
		国家戦略特区推進課長	
財政局	資産経営部	資産経営課長	
		管財課長	
環境局	環境保全部	環境総務課長	
		環境保全課長	
		環境規制課長	
		脱炭素推進課長	副座長
	資源循環部	廃棄物対策課長	
		廃棄物施設維持課長	
		廃棄物施設整備課長	
		産業廃棄物指導課長	
経済農政局	経済部	産業支援課長	
	農政部	農政センター農業経営支援課長	
都市局		都市政策課長	
	都市部	交通政策課長	
	建築部	住宅政策課長	
		建築指導課長	
		建築情報相談課長	
		建築設備課長	
	公園緑地部	緑政課長	
		公園管理課長	
建設局	土木部	土木管理課長	
	道路部	街路建設課長	
		自転車政策課長	
	下水道企画部	下水道経営課長	
		下水道営業課長	
	下水道施設部	下水道整備課長	
病院局		経営企画課病院整備室長	
教育委員会事務局	教育総務部	学校施設課	
	学校教育部	教育指導課長	

別表 2

局 名	職 名		備 考
環境局	環境保全部長		座長
総合政策局	危機管理部	危機管理課長	
		防災対策課長	
保健福祉局	健康福祉部	健康推進課長	
	医療衛生部	健康危機管理課長	
	保健所	感染症対策課長	
環境局	環境保全部	環境総務課長	
		環境保全課自然保護対策室長	
		環境規制課長	
		脱炭素推進課長	副座長
経済農政局	経済部	産業支援課長	
		観光M I C E企画課長	
	農政部	農政課長	
		農政センター農業経営支援課長	
		農政センター農業生産振興課長	
都市局	都市部	交通政策課長	
		市街地整備課長	
	公園緑地部	緑政課長	
		公園管理課長	
建設局	土木部	土木管理課長	
	道路部	道路計画課長	
		道路建設課長	
		街路建設課長	
	下水道企画部	下水道経営課長	
		下水道営業課長	
		総合治水課	
	下水道施設部	下水道整備課長	
		雨水対策課長	
		下水道維持課長	
消防局	警防部	救急課長	
水道局		水道事業事務所長	
教育委員会事務局	学校教育部	保健体育課長	